

## 青年等就農計画認定申請書についての注意点

### 1. 注意点

○農業経営開始から**5年後の計画**を立てます。

○阿南市青年等就農計画認定の目標（5年後）

・年間労働時間 2000時間以内（1日8時間換算で 250日／年）

・年間農業所得 概ね280万円以上（収入から経費を差し引いた額）

※所得の根拠書類を提出してください。

・根拠書類

収支計算書、減価償却、雇用する場合はその内容（日数、人数、単価など）

○農業経営開始日について

① 農地の取得時期

② 主要な資産の取得時期

③ 本人名義の取引開始時期

①～③のうち、最も早い時期が経営開始日です。

### 2. 提出書類

(1) 青年等就農計画認定申請書

(2) 目標(5年後)年間農業所得の算出根拠

(3) 収支計画

(4) 青年等就農計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

(5) 農業経営を開始した時期を証明する書類(農地利用権設定、機械購入書、出荷伝票等)

(6) 直近の確定申告書の写し(経営開始している場合)

(7) 法人登記簿の写し(法人のみ)

(8) 法人定款(法人のみ)

(9) 農業版BCP 等その他必要とする書類

### 3 申請書類受付(随時)

阿南市農林水産課振興係

TEL:0884-22-1598

FAX:0884-23-4944

MAIL:nourin@anan.i-tokushima.jp